

10月～12月は「建設業取引適正化推進期間」です
～みんなで守る適正取引～

建設業取引の適正化については、従来から、建設業法（昭和24年法律第100号）の厳正かつ適正な運用により、法令の遵守指導等を通じ、その推進を図ってきたところです。

しかしながら、依然として建設業の請負契約における不適切な取引が見受けられることから、建設業の健全な発達を促進するため、建設業取引の適正化をより一層推進する必要があります。

このため、10月から12月を「建設業取引適正化推進期間」として、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じつつ、法令遵守に関する活動を幅広く実施することとしたのでお知らせいたします。

1. 実施期間

令和4年10月1日～12月28日まで

2. 主な実施内容

- (1) 建設業取引の適正化に関する普及・啓発活動
- (2) 建設企業等を対象とした講習会の開催
- (3) 立入検査の実施

※詳細については、別紙及び下記の関東地方整備局のホームページをご覧ください。

<http://www.ktr.mlit.go.jp/kensan/kensan00000045.html>

問い合わせ先

建政部	建設業適正契約推進官	ながしま	かずみつ	長島	一光（内線6119）
	建設産業第一課長	おにまる	まさき	鬼丸	真希（内線6141）
	課長補佐	にしはら	ひろゆき	西原	弘之（内線6144）
電話	048-601-3151				（代表）

令和4年度「建設業取引適正化推進期間」実施要領

建設業取引の適正化については、従来建設業法の厳正な運用と建設業法令遵守ガイドラインの周知等を通じ、不正行為の未然防止を図るとともに、その推進を図ってきたところである。

しかしながら、依然として元請負人から下請負人への違法・不当なしわ寄せ等について指摘があることから、建設業取引の適正化をより一層推進し、元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図ることが必要である。

このため、平成22年度から、毎年11月を「建設業取引適正化推進月間」とし、建設業取引の適正化に関する講習会・研修会（以下「講習会等」という。）などの普及・啓発活動を集中的に実施してきたところである。

令和4年度については、昨年度に引き続き、10月から12月を「建設業取引適正化推進期間」（以下「期間」という。）として、下記により、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じつつ、幅広く実施することとする。

記

1. 期間

令和4年10月1日～12月28日

2. 主催

国土交通省及び都道府県

3. 協賛

公益財団法人建設業適正取引推進機構

4. 主な実施内容

(1) 建設業取引の適正化に関する普及・啓発活動

上記期間は、建設企業等に対して建設業取引の適正化に関する普及・啓発活動を行う重要な機会であるため、次に掲げる方法等により、その実施について幅広く周知する。

①ポスターの掲示

関東地方整備局（本局、事務所）、都県及び建設業関係団体施設においてポスターを掲示する。

②ホームページ等を通じた広報

取引の適正化に関する普及・啓発のため、関東地方整備局、都県等のホームページ、ツイッター等を活用し広報を行う。

③建設業許可書発送時に、建設業法に関する解説、その他関連資料を同封し、法令遵守、取引の適正化を啓発する。

(2) 建設企業等を対象とした講習会の開催

①建設業取引の適正化をより一層推進するため、建設企業等を対象として、関東地方整備局及び管内都県で開催される講習会等での説明、各種相談窓口等の周知。

●web講習会（オンデマンド配信）

実施期間：令和4年10月12日（水）～令和4年12月28日（水）

講習内容：Ⅰ「建設業の法令遵守等について ◇建設企業のための適正取引ハンドブックの解説◇」（法令遵守ガイドライン一部抜粋）
（関東地方整備局）

Ⅱ「建設業の適正取引に向けて ～実際のトラブル事例を踏まえて～」
（公益財団法人建設業適正取引推進機構）

※下記の関東地方整備局のホームページにアクセスすることにより、どなたでも受講することができます。

<http://www.ktr.mlit.go.jp/kensan/kensan0000045.html>

●管内都県で実施される講習会等での説明（都県や建設企業団体からの要請による）

※講師の派遣等については、建政部建設産業第一課 調査第一係までお問い合わせください。

●ホームページ等、リンク先のご紹介（上記、アドレスにリンク先を掲載）

- ・CCUS関係（一般財団法人建設業振興基金）
- ・インボイス制度関係（国税庁）

(3) 立入検査の実施

期間内は、関東地方整備局が通常行う建設企業への立入検査を重点的に実施するとともに、管内都県と連携を図り、合同で立入検査を実施する。

立入検査の結果、法令違反や不適切な行為が見受けられた場合は、必要に応じて指導等を行う。

また、立入検査の際には、各種相談窓口等についての周知も併せて行う。

なお、立入検査を行う場合には、立入検査職員並びに検査先企業の新型コロナウイルス感染症拡大防止に最大限注意する。